

第93回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



場所

大阪市中央区難波五丁目1番60号
スイスホテル南海大阪
8階「浪華」の間

インターネットで株主総会の模様を映像と音声でライブ配信いたします。詳細は4頁に記載の「株主総会インターネット参加のご案内」をご確認ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主さまの安全を最優先とし、株主総会の議決権につきましては、事前に書面（郵送）またはインターネットにより行使いただきますようお願い申し上げます。なお、出席される株主さまへのお土産をご用意しておりませんので、ご了承ください。

ご来場にあたってのお願い

- ・アルコール消毒液の使用とマスクの着用についてご協力をお願いいたします。
- ・受付においてサーモグラフィで検温をさせていただきます。
- ・体調不良と見受けられる株主さまには、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

当社は、地球環境に配慮しながら、人々がより安全で快適に暮らせる環境を提供し続けることが責務であると考えております。

そして、119年のあゆみは、株主・投資家の皆さまをはじめ、お客さま、協力会社、社員、地域社会の皆さまといった、さまざまなステークホルダーの皆さまとともにありました。

これからも皆さまのご期待に応えていくことが、持続的な企業価値向上につながっていくものと確信しております。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともダイダンの企業活動に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長執行役員
北野 晶平



代表取締役社長執行役員
藤澤 一郎



招集ご通知の閲覧をよりスマートに！

当社では、株主さまとのコミュニケーションの更なる進化を図るべく、招集ご通知の主要なコンテンツがパソコン・スマートフォンでご覧いただける「スマート招集」サービスを導入しております。

<https://p.sokai.jp/1980/>



目次

第93回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	8
事業報告	21
連結計算書類	45
計算書類	47
監査報告書	49

長期ビジョン

Stage2030

総合設備工事から『空間価値創造』企業へ

当社は、2021年2月に長期ビジョン「Stage2030 総合設備工事から『空間価値創造』企業へ」を策定いたしました。

ダイダンの2030年の姿を『Stage2030』とし、基本方針は「快適・最適な空間の提供」、「豊かで持続可能な社会への貢献」、「信頼される人と組織の深化」の3つといたしました。

長期ビジョンをお示しすることで、ダイダンの目指す姿をステークホルダーの皆さまと共有し、変化の激しい時代においても、私たちの提供する価値を明確にして、確かな目標に向かいステージアップを着実に図ることを目指してまいります。

基本方針と事業戦略

“空間価値を創造”し、“サステナブルな社会”に貢献するための5つの事業戦略

基本方針 快適・最適な空間の提供

建物ライフサイクル全般で、人に健康で快適な、モノに最適で機能的な空間を提供し続ける企業グループ

技術力で海外市場の発展を支え、共に成長し続ける企業グループ

事業戦略

基幹事業の拡大

海外事業の強化

基本方針 豊かで持続可能な社会への貢献

光と空気と水を技術で磨き、豊かでサステナブルな社会の実現に貢献し続ける企業グループ

新しい技術と高い専門性を持ち、社会課題の解決に新規事業で挑戦し続ける企業グループ

事業戦略

技術力の強化

新規事業の開拓

基本方針 信頼される人と組織の深化

人づくりを通して組織の価値を高め、全てのステークホルダーに信頼され続ける企業グループ

事業戦略

事業基盤の強化

3年ごと3つのフェーズで、長期ビジョンの実現を目指します。

① 整えるステージ

② 磨くステージ

③ 輝くステージ

国内外の基盤整備

95期 2024年3月期

グループ総合力の強化

98期 2027年3月期

グループ総合力の発揮

101期 2030年3月期

株主各位

大阪市西区江戸堀一丁目9番25号

ダイダン株式会社
代表取締役 藤澤 一郎
社長執行役員

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2 場 所 大阪市中央区難波五丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 会議の目的事項 報告事項

- 第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
- 会計監査人及び監査役会の第93期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件	第3号議案	取締役9名選任の件
第2号議案	定款一部変更の件	第4号議案	補欠監査役1名選任の件

以 上

■ インターネットによる開示について

- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社Webサイト（<https://www.daidan.co.jp/ir/shareholder/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には掲載していません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して、監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社Webサイトに掲載させていただきます。
- なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社Webサイトにてお知らせいたします。

株主総会インターネット参加のご案内

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子を視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

配信日時 **2022年 6月 29日 (水曜日)** 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃よりアクセス可能です。

ログイン後、開会までお待ちください。

視聴方法

1. 株主さま専用サイトへのアクセス

以下のいずれかの方法で、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にアクセスしてください。

■ QRコードを読み込んでアクセスする場合

・スマートフォン等で議決権行使書裏面に記載のQRコードを読み込むことにより、ログインすることができます。

■ ログインID、パスワードを入力してアクセスする場合

(1)パソコン等から、以下のURLへアクセスしてください。

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

(2)ログイン画面に議決権行使書裏面に記載の

- ①ログインIDと②パスワードを入力し、
- ③利用規約を確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、
- ④ログインボタンをクリックしてください。



(議決権行使書裏面イメージ)

▲QRコードを読み込んでアクセスする場合



(Engagement Portalログイン画面)

▲ログインID、パスワードを入力してアクセスする場合

2. ライブ配信の視聴

- (1) ログイン後の画面に表示される「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、
- (2) 利用規約をご確認のうえ「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。



インターネット参加にかかるご留意事項

- ☑ インターネットによる株主総会へのご参加は株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ☑ インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ☑ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、インターネット投票または議決権行使書の郵送をお願い申し上げます。
- ☑ ご使用のパソコン・タブレット・スマートフォンの機種やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ☑ ライブ配信の写真撮影や録音、録画行為およびSNSなどでの無断公開は固くお断りいたします。
- ☑ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- ☑ 議決権行使書を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。

インターネット参加に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-676-808

(土日祝日等を除く平日9:00~17:00、
但し、株主総会当日は9:00~株主総会終了まで)

※株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表等により、本総会の開催・運営等に関して大きな変更が生じる場合は、当社Webサイトでお知らせいたします。内容を随時更新いたしますので、ご来場いただく場合は、事前に最新の状況をご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社Webサイト

<https://www.daidan.co.jp/>

議決権の行使についてのご案内

当社では、インターネットまたは議決権行使書の郵送により議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、インターネットまたは議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

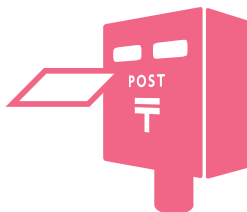


インターネットにより 行使いただく場合

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分まで



書面の郵送により 行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分までに到着



当日株主総会に ご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

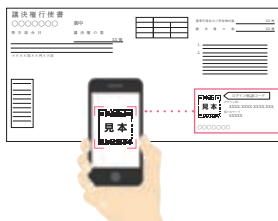
インターネットにより議決権を行使される場合は、次頁記載の内容をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ご注意事項

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

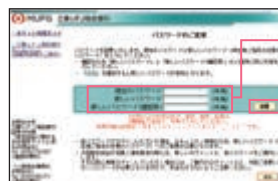
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（午前9時～午後9時、通話料無料）

【第1号議案】 剰余金処分の件

当社は、利益配当による株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要施策と考え、健全な財務体質の構築に努めるとともに、剰余金の処分につきましては、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針とし、2021年度を初年度とする中期経営計画「Stage2030/Phase1整えるステージ」において、配当性向30%以上を目標値として定めております。

当期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、以下のとおり、普通配当として1株につき45円といたしたいと存じます。

既に中間配当金として1株につき45円をお支払しておりますので、年間の配当金は1株につき90円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき、金45円 総額 967,516,380円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

【第2号議案】定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

株主総会開催日	2022年6月29日
定款変更の効力発生日	2022年6月29日

【第3号議案】取締役9名選任の件

現任の取締役全員9名（うち社外取締役3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、各取締役候補者は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する指名報酬委員会の答申を受け、取締役会にて決定したものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役在任期間
1	北野晶平 再任	代表取締役 会長執行役員	13年
2	藤澤一郎 再任	代表取締役 社長執行役員	13年
3	池田隆之 再任	取締役 専務執行役員 西日本事業部長兼大阪本社代表	7年
4	山中康宏 再任	取締役 専務執行役員 東日本事業部長兼東京本社代表	2年
5	笹木寿男 再任	取締役 常務執行役員 技術本部長兼エンジニアリング事業部担当	2年
6	亀井保男 再任	取締役 執行役員 業務本部長	4年
7	松原文雄 再任 社外 独立	社外取締役	7年
8	佐藤郁美 再任 社外 独立	社外取締役	1年
9	小酒井健吉 再任 社外 独立	社外取締役	1年

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員候補者

候補者番号

1

きたの
北野 晶平

しょうへい (1955年10月13日生)

満66歳

再任



所有する当社株式の数

29,000株

取締役会への出席状況

16/16回
(100%)

指名報酬委員会への出席状況

2/2回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 当社入社
2009年 4月 当社執行役員東京本社副代表兼総務部長
2009年 6月 当社取締役執行役員東京本社副代表兼総務部長
2011年 4月 当社取締役常務執行役員東日本地区担当兼東京本社代表
2013年 4月 当社代表取締役社長執行役員兼最高執行責任者兼営業本部長
2014年 4月 当社代表取締役社長執行役員兼最高執行責任者
2017年 4月 当社代表取締役社長執行役員営業本部担当兼海外担当
2018年 4月 当社代表取締役会長執行役員 (現任)
現在に至る

取締役候補者とした理由

北野晶平氏は、経理部門を始めとして幅広い業務に精通しており、2009年6月に当社の取締役に就任し、2013年4月から5年間、代表取締役社長を、2018年4月から代表取締役会長を務めており、経営全体を牽引している点を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ふじさわ
藤澤 一郎

いちろう (1956年10月19日生)

満65歳

再任



所有する当社株式の数

25,100株

取締役会への出席状況

16/16回
(100%)

指名報酬委員会への出席状況

2/2回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 当社入社
2009年 4月 当社執行役員産業施設事業部長兼技術部長
2009年 6月 当社取締役執行役員産業施設事業部長兼技術部長
2010年 4月 当社取締役執行役員技術本部長
2011年 4月 当社取締役常務執行役員技術本部長
2011年10月 当社取締役常務執行役員開発技術本部長
2013年 4月 当社取締役専務執行役員東日本地区担当兼東京本社代表
2016年 4月 当社取締役副社長執行役員東日本地区担当兼東京本社代表兼開発技術グループ長
2018年 4月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)
現在に至る

取締役候補者とした理由

藤澤一郎氏は、開発技術部門、施工技術部門等、幅広い業務に精通しており、2009年6月に当社の取締役に就任し、2018年4月から代表取締役社長を務めており、優れた経営管理能力で会社を牽引している点を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

いけだ たかゆき
池田 隆之

(1961年7月25日生)

満60歳

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
 2014年4月 当社執行役員業務本部副本部長兼経理部長兼コンプライアンス対策室担当
 2015年5月 当社上席執行役員業務本部長
 2015年6月 当社取締役執行役員業務本部長
 2016年4月 当社取締役常務執行役員業務本部長兼海外室長
 2018年4月 当社取締役専務執行役員中部日本地区担当兼名古屋支社長
 2019年4月 当社取締役専務執行役員中日本事業部長兼名古屋支社長
 2020年4月 当社取締役専務執行役員西日本事業部長兼大阪本社代表（現任）
 現在に至る

取締役候補者とした理由

池田隆之氏は、経理部門を長く経験しており、2015年6月に当社の取締役に就任し、現在は西日本事業部の責任者として優れた経営管理能力で牽引している点を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

**所有する当社株式の数**

8,900株

取締役会への出席状況16/16回
(100%)

候補者番号

4

やまなか やすひろ
山中 康宏

(1962年8月25日生)

満59歳

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2011年4月 当社横浜支店長
 2012年4月 当社東京本社営業副統括兼営業第四部長
 2015年5月 当社東京本社営業統括
 2017年4月 当社執行役員営業本部長
 2017年7月 当社上席執行役員営業本部長
 2020年4月 当社常務執行役員東日本事業部長兼東京本社代表
 2020年6月 当社取締役常務執行役員東日本事業部長兼東京本社代表
 2021年4月 当社取締役専務執行役員東日本事業部長兼東京本社代表（現任）
 現在に至る

取締役候補者とした理由

山中康宏氏は、営業部門、施工技術部門等、幅広い業務に精通しており、現在は東日本事業部の責任者として優れた経営管理能力で牽引している点を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

**所有する当社株式の数**

4,800株

取締役会への出席状況15/16回
(94%)

候補者番号

5

ささき ひさお
笹木 寿男

(1965年9月7日生)

満56歳

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2016年4月 当社産業施設事業部長
2017年4月 当社執行役員産業施設事業部長
2018年4月 当社上席執行役員開発技術グループ長
2019年4月 当社上席執行役員エンジニアリング本部長
2020年4月 当社常務執行役員エンジニアリング本部長
2020年6月 当社取締役常務執行役員エンジニアリング本部長
2022年4月 当社取締役常務執行役員技術本部長兼エンジニアリング事業部担当（現任）
現在に至る

取締役候補者とした理由

笹木寿男氏は、開発技術部門を長く経験しており、現在は技術部門の責任者として経営状況の変化に素早く対応している点を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数

4,000株

取締役会への出席状況

16/16回
(100%)

候補者番号

6

かめい やすお
亀井 保男

(1962年11月27日生)

満59歳

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2013年4月 当社業務本部経理部長
2014年4月 当社東京本社総務部長
2018年4月 当社執行役員業務本部長兼海外室長
2018年6月 当社取締役執行役員業務本部長兼海外室長
2019年4月 当社取締役執行役員業務本部長（現任）
現在に至る

取締役候補者とした理由

亀井保男氏は、経理部門を長く経験しており、2018年6月に当社の取締役に就任し、現在は業務部門の責任者として経営状況の変化に素早く対応している点を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数

5,700株

取締役会への出席状況

16/16回
(100%)

候補者番号

7

まつばら

松原

ふみお

文雄

(1950年3月20日生)

満72歳

<社外取締役候補者>

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

16/16回
(100%)

指名報酬委員会への出席状況

2/2回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年4月 建設省（現国土交通省）入省
 2004年7月 日本政策投資銀行理事
 2006年7月 国土交通省土地・水資源局長
 2008年4月 みずほ総合研究所株式会社（現みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）理事
 2009年7月 日本下水道事業団副理事長
 2011年7月 弁護士登録
 弁護士法人東京あすなろ法律事務所入所（現任）
 財団法人建設業適正取引推進機構嘱託
 2011年8月 都市再生ファンド投資法人執行役員
 2013年6月 一般財団法人下水道事業支援センター理事長
 2015年6月 当社取締役（現任）
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

弁護士法人東京あすなろ法律事務所 弁護士

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

松原文雄氏は、行政官としての豊富な経験と、建設産業に対する高い見識及び弁護士活動を通じた幅広い知見から、経営の監督機能強化に尽力し、当社経営に対する積極的な意見及び提言を行ってきた実績を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定であります。

独立性に関する事項

同氏は、2014年6月から2015年6月の当社社外取締役就任までの期間、当社社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりました。当該業務の内容は、独立した社外の立場からの助言を行うものであり、同氏への報酬は多額でなかった（1,000万円未満）ことから当社の社外取締役の独立性判断基準を満たしておりますので社外取締役として独立性を有していると判断しております。

候補者番号

8

さとう いくみ
佐藤 郁美

(1963年12月25日生)

満58歳

<社外取締役候補者>

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

16/16回
(100%)

2021年6月29日
就任前の監査役としての
出席を含む

指名報酬委員会への出席状況

2/2回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
- 1992年 3月 渡米のため東京弁護士会登録抹消
- 1995年 9月 帰国後、弁護士（再）登録（第二東京弁護士会）
米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2013年 3月 矢吹法律事務所入所
- 2017年 4月 第二東京弁護士会副会長
- 2018年 4月 日本弁護士連合会常務理事
- 2019年 4月 総務省情報公開・個人情報保護審査会委員（現任）
- 2019年 6月 当社監査役
- 2021年 1月 のぞみ総合法律事務所入所（現任）
- 2021年 4月 日本弁護士国民年金基金常務理事（現任）
- 2021年 6月 当社取締役（現任）
現在に至る

（重要な兼職の状況）

のぞみ総合法律事務所 弁護士
日本弁護士国民年金基金常務理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤郁美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と特に知的財産法、独占禁止法に関して、高い見識を有しており、社外監査役の立場で経営の監督機能強化に尽力し、当社の経営に対する積極的な意見及び提言を行ってきた実績を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定であります。

独立性に関する事項

同氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準を満たしております。

候補者番号 **9** **小酒井 健吉** (1953年8月9日生) **再任**
9 **小酒井 健吉** **満68歳** **社外**
 <社外取締役候補者> **独立**



所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

13/13回
(100%)

2021年6月29日
就任後の出席

指名報酬委員会への出席状況

2/2回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 三菱化成工業株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社
 2010年6月 田辺三菱製薬株式会社取締役常務執行役員
 2014年4月 同社取締役
 株式会社三菱ケミカルホールディングス常務執行役員
 2015年4月 同社専務執行役員
 三菱レイヨン株式会社（現三菱ケミカル株式会社）取締役
 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表執行役専務 最高財務責任者
 2015年6月 三菱樹脂株式会社（現三菱ケミカル株式会社）取締役
 2016年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表執行役副社長 最高財務責任者
 2017年4月 同社取締役代表執行役副社長 最高財務責任者
 2017年6月 同社取締役代表執行役副社長 最高財務責任者
 2018年4月 同社取締役代表執行役副社長
 三菱ケミカル株式会社取締役
 2018年6月 大陽日酸株式会社取締役
 2019年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役
 2019年6月 同社顧問
 2021年3月 株式会社湘南カントリークラブ取締役（現任）
 2021年6月 株式会社野村総合研究所 社外監査役（現任）
 当社取締役（現任）
 現在に至る

（重要な兼職の状況）

株式会社野村総合研究所 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小酒井健吉氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングスの取締役代表執行役副社長を務めた経験を有しており、上場会社の取締役を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験や高い見識に加え、財務責任者としての企業財務に関する高度かつ専門的な見識を有することから、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定であります。

独立性に関する事項

同氏は、三菱ケミカル株式会社の出身であり、当社は、同社との間に工事の受注等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引額が当社の売上高の0.40%と些少で当社の社外取締役の独立性判断基準を満たしておりますことから社外取締役として独立性を有していると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松原文雄氏、佐藤郁美氏及び小酒井健吉氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松原文雄氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。佐藤郁美氏及び小酒井健吉氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、現に社外取締役である松原文雄氏、佐藤郁美氏及び小酒井健吉氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、松原文雄氏、佐藤郁美氏及び小酒井健吉氏の再任が承認された場合、当社は各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金ならびに訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしており、2022年9月に更新を予定しております。なお、本議案において各氏の再任が承認可決されますと、各氏は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、現に社外取締役である松原文雄氏、佐藤郁美氏及び小酒井健吉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、松原文雄氏、佐藤郁美氏及び小酒井健吉氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 指名報酬委員会への出席状況は、2021年11月に同委員会が設置されてからの出席状況であります。

(ご参考) 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役又は社外取締役候補者が次の各項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものと判断します。

- (1) ① 当社又はその子会社の業務執行取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という。）である者
又は、その就任の前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者であった者
② その就任の前10年間のいずれかの時において当社又はその子会社の取締役又は監査役であったことがある者
（業務執行者であったことがあるものを除く。）のうち、当該取締役又は監査役への就任前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者であった者
- (2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
（当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。）
- (3) 当社を主要な取引先又はその業務執行者
（当社を主要な取引先とは、過去3事業年度の平均で、当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者、過去3事業年度の平均で、当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。）
- (4) 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- (5) 当社が総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
（多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の10%を超えることをいう。）
- (7) 当社から多額の金銭その他の財産を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等団体に所属する者
（多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の10%を超えることをいう。）
- (8) 当社から多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
（多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の10%を超えることをいう。）
- (9) 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役員又は執行役員である者
- (10) 上記(2)～(9)に過去3年間に於いて該当していた者
- (11) 上記(1)～(9)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
（重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。）

(ご参考)

第3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	地位	指名報酬委員会	特に専門性を発揮できる領域および経験									
			企業経営 経営戦略	会計 /財務	施工技術	リスク管理/ ガバナンス	マーケ ーティング	法務	監査	海外	他業種 での経験	
北野晶平	代表取締役 会長執行役員	●	●	●								
藤澤一郎	代表取締役 社長執行役員	●	●		●	●						
池田隆之	取締役 専務執行役員			●								
山中康宏	取締役 専務執行役員				●		●					
笹木寿男	取締役 常務執行役員				●						●	
亀井保男	取締役 執行役員			●		●						
松原文雄	取締役 (社外)	●						●				●
佐藤郁美	取締役 (社外)	●						●	●			●
小酒井健吉	取締役 (社外)	●	●	●								●
滝谷政春	常勤監査役 (社外)			●						●		●
大崎秀史	常勤監査役			●						●		
坪田具也	監査役				●					●		
久徳博文	監査役 (社外)		●		●					●		●

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を示すものではありません。

【第4号議案】補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ社外監査役の補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

いそかわ たけし (1973年2月6日生)
磯川 剛志 満49歳

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
北浜法律事務所入所
2003年4月 グローバル法律事務所入所（現任）
2005年6月 ニューヨーク州弁護士資格取得
2007年3月 株式会社ニッセン社外取締役
2007年6月 株式会社ニッセンホールディングス社外取締役
2007年12月 株式会社ニッセン社外監査役
株式会社アイ・エム・ジェイ社外監査役
2017年12月 株式会社リアル社外監査役
2019年4月 大阪弁護士会副会長
2021年4月 近畿弁護士会連合会理事
現在に至る

（重要な兼職の状況）

グローバル法律事務所 弁護士

所有する当社株式の数

0株

補欠監査役候補者とした理由

磯川剛志氏は、弁護士としての経験、特に企業法務・M&Aに関して、高い見識を有しており、また、社外役員としての経験も豊富であり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注)
- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 磯川剛志氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金ならびに訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしており、2022年9月に更新を予定しております。なお、磯川剛志氏が社外監査役に就任した場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者となります。
 - 磯川剛志氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上



事業の概要について動画をご視聴いただけます

<https://www.daidan.co.jp/ir/shareholder/video-202206/>

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一時は減少傾向にあった新型コロナウイルスの感染者数が、オミクロン株への変異により年初から再び増加に転じるなど、依然収束が見通せない中、先行き不透明な状況が続きました。

また、ロシアのウクライナ侵攻により地政学的リスクが高まり、資源価格の高騰を引き起こすなど世界経済に多大な影響を及ぼしました。為替に関しましては、米国など先進国の多くが金融引き締めを進める中、日銀が金融緩和政策の維持を示したことで急激な円安を招きました。

建設業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が依然残る中、公共投資は底堅く推移しているものの、民間設備投資の改善には足踏みがみられました。

建設労働者不足の問題が継続する中で、地政学的リスクによる建設資機材の高騰も加わり、収益の確保が厳しい状況が続くことが予想されます。

このような情勢の中、当社グループの受注工事高は、前連結会計年度比4.0%増（71億4千1百万円増）の1,836億6千8百万円となりました。

完成工事高につきましては、前連結会計年度比3.3%増（52億1千7百万円増）の1,629億2千9百万円となりました。

この結果、次期への繰越工事高は、前連結会計年度比14.5%増（207億3千8百万円増）の1,637億8千2百万円となりました。

利益面につきましては、営業利益は前連結会計年度比13.4%減（11億6千9百万円減）の75億8千4百万円となりました。経常利益は前連結会計年度比12.6%減（11億6千7百万円減）の80億9千5百万円となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比8.6%減（5億4千万円減）の57億7千8百万円となりました。

第92期 (2021年3月期)

第93期 (2022年3月期)

受注工事高

1,765億26百万円

前期比
4.0%増

1,836億68百万円

完成工事高

1,577億12百万円

前期比
3.3%増

1,629億29百万円

繰越工事高

1,430億43百万円

前期比
14.5%増

1,637億82百万円

営業利益

87億54百万円

前期比
13.4%減

75億84百万円

経常利益

92億62百万円

前期比
12.6%減

80億95百万円

親会社株主に
帰属する当期純利益

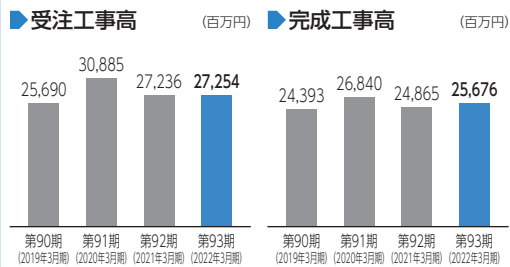
63億18百万円

前期比
8.6%減

57億78百万円

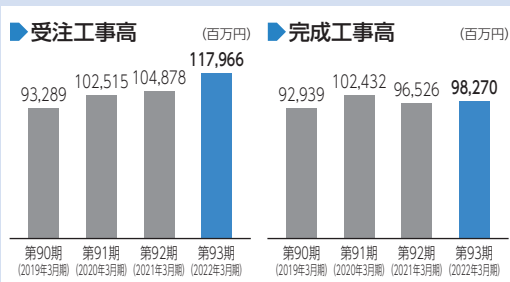
なお、当連結会計年度の工事部門別の前期繰越工事高、受注工事高、完成工事高及び次期繰越工事高は次のとおりであります。

電気工事



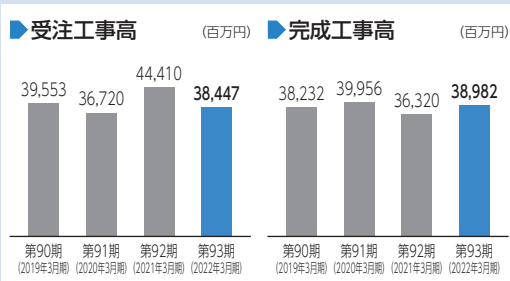
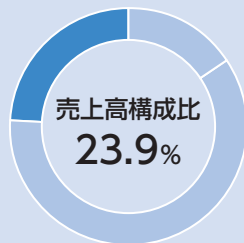
前期繰越 工事高	受注 工事高	完成 工事高	次期繰越 工事高
百万円	百万円	百万円	百万円
21,884	27,254	25,676	23,462

空調工事



前期繰越 工事高	受注 工事高	完成 工事高	次期繰越 工事高
百万円	百万円	百万円	百万円
85,938	117,966	98,270	105,634

水道衛生工事



前期繰越 工事高	受注 工事高	完成 工事高	次期繰越 工事高
百万円	百万円	百万円	百万円
35,220	38,447	38,982	34,685

主な受注工事、完成工事は次のとおりであります。

■主な受注工事

種別	物件名
電気 空調 水道衛生	大阪大学（吹田）医学部附属病院統合診療棟
空調	（仮称）芝浦一丁目計画第1期S棟
空調 水道衛生	ニプロ大館工場第7工場
空調 水道衛生	ニセコHプロパティーズプロジェクト
空調 水道衛生	産業医科大学急性期診療棟

■主な完成工事

種別	物件名
空調 水道衛生	メブクス豊洲
水道衛生	兵庫県立はりま姫路総合医療センター
電気	Kurita Innovation Hub（クリティノベーションハブ）
空調	長崎大学高度感染症研究センター実験棟
空調	社会医療法人川島会川島病院

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、資金調達を目的とした増資、社債発行等は行っておりません。

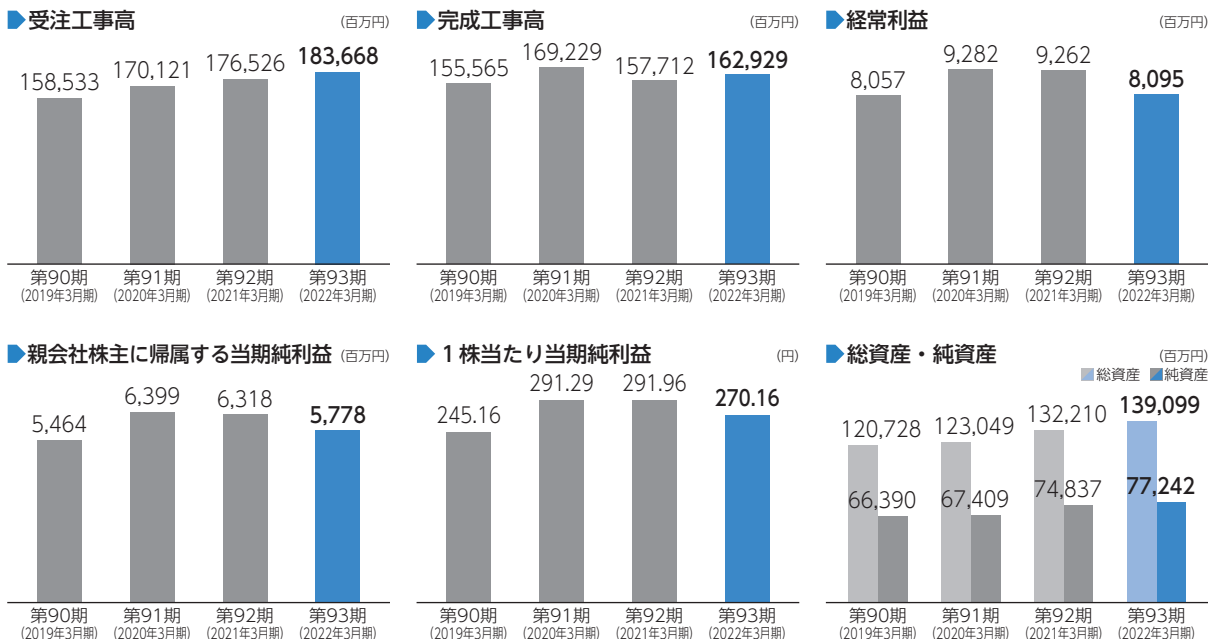
(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、12億3百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第90期 (2019年3月期)	第91期 (2020年3月期)	第92期 (2021年3月期)	第93期 (2022年3月期)
受注工事高	(百万円)	158,533	170,121	176,526	183,668
完成工事高	(百万円)	155,565	169,229	157,712	162,929
営業利益	(百万円)	7,661	9,063	8,754	7,584
経常利益	(百万円)	8,057	9,282	9,262	8,095
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	5,464	6,399	6,318	5,778
1株当たり当期純利益	(円)	245.16	291.29	291.96	270.16
総資産	(百万円)	120,728	123,049	132,210	139,099
純資産	(百万円)	66,390	67,409	74,837	77,242

(注) 「役員報酬BIP信託口」が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。



(5) 対処すべき課題

中期経営計画

2021年4月からスタートした中期経営計画は、長期ビジョンの達成に向けた3つのフェーズのうち、最初のフェーズにあたり、国内外の基盤を整備・強化する「整えるステージ」と位置付けています。

2024年3月期の業績は、ダイダングループで拡大を図り「連結売上高2,000億円、連結営業利益100億円」を目標とし、3年間の投資累計は200億円を設定しました。

長期ビジョンにおける事業戦略の『基幹事業の拡大』、『海外事業の強化』、『技術力の強化』、『新規事業の開拓』、『事業基盤の強化』の5つに対応し、その具体的戦略を策定しています。

また、当社が事業を推進するうえでの社会課題と環境課題を見直し、新たに経営上の重要課題として「マテリアリティ（重要課題）」を特定いたしました。SDGsの達成への貢献も考慮し、中期経営計画と一体となって推進してまいります。

FY2021 - 2023 中期経営計画

Stage2030 / Phase1 整えるステージ

基本方針	事業戦略	《整えるステージ》の戦略	戦略の概要
快適・最適な空間の提供	基幹事業の拡大	産業施設工事の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 産業施設に特化した施工体制の強化 高度設備に対応できる技術者の増員、育成
		ストックビジネスの強化	<ul style="list-style-type: none"> ストックデータを活用した営業活動の推進 子会社を含めた保守メンテナンスサービス体制の強化
	海外事業の強化	海外展開の統括基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 国内からの統括管理体制の強化 海外赴任技術者の育成、キャリアモデルの構築
		新規拠点の開拓	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムでの早期の基盤構築と事業展開 市場調査に基づく今後の進出先の模索
豊かで持続可能な社会への貢献	技術力の強化	現場力の強化	<ul style="list-style-type: none"> DXによる現場管理と施工の効率化の推進 技術力UPを目指した技術者教育研修の充実
		ZEB&IoT事業の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ZEBリーディング企業としての地位確立 IoTを活用した設備とエネルギーの管理サービスの強化
	新規事業の開拓	再生医療の実用化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 新しいコンセプトのCPFの戦略的な受注拡大 有力な周辺サービスの準備とアライアンス構築
		環境負荷低減ビジネスの推進	<ul style="list-style-type: none"> 超臨界洗浄によるフィルタ再生プラントの増強 フィルタ再生事業の拡大に向けた営業活動の強化
信頼される人と組織の深化	事業基盤の強化	DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> 業務効率化に向けたIT化の推進 テレワーク継続対応のためのIT環境の整備
		働く環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍、定年延長などワークスタイルの多様化の実現 健康で心豊かな生活創造に向けたQOLの改善
		企業グループの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 顧客ニーズに広く応えるための業務提携の推進 連結会社の事業見直しを含む企業グループの整備

《整えるステージ》数値目標

項目	第93期目標 2022年3月期	第93期実績 2022年3月期	整えるステージ第95期目標 2024年3月期
連結売上高	1,680億円	1,629億円	2,000億円 連結子会社比率UP
連結営業利益	75億円	75億円	100億円
財務指標	ROE		8%以上
	配当性向		30%以上
投資計画 ※3期累計	DX推進（施工現場・働き方改革） 企業グループ強化 新規事業・研究開発など		200億円

「整えるステージ」の各戦略に沿って主に下記の施策が進捗しています。

主な進捗

- ・「エンジニアリング事業部」を設置し、産業施設工事の拡大と収益性の向上を推進中
- ・ダイダグサービス関東・ダイダグサービス関西に並び、「ダイダグサービス中部」を設立し、主に保守メンテナンスなど顧客密着型のサービスを展開中
- ・「国際事業部」を設置し、海外事業の拡大と収益性の向上を推進中
- ・台湾に子会社「台湾大暖股份有限公司」を設立し、設備工事業への参入ならびにフィルタ洗浄再生事業の展開に向け推進中
- ・現場業務の効率化に寄与する「施工プロセス可視化ツール Construction Visualizer 4DTM」を開発し、利用拡大を推進中
・「現場支援リモートチーム」の活動を拡大し、事務所からの現場支援を強化中
- ・ZEB案件およびリモビスの受注拡大に向けて営業活動を推進中
- ・再生医療に取組む子会社「セラポヘルスケアサービス（株）」にて再生医療普及への取組みを推進中（関連する学会において開発製品および研究成果の発表など）
- ・社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置／「品質環境・サプライチェーン本部」を設置し、ISO関連およびTCFD関連など地球温暖化対策に向けた活動を推進中／国内事業所に実質再生可能エネルギーを導入
- ・経済産業省の定める「DX認定」を取得／RPA導入による事務効率化を推進中
・リモートワーク用環境の整備や機器を配布しテレワークを推進中
- ・北陸支店建替工事をモデルに、施工現場におけるグリーン電力の導入とウェルネス作業所の構築
・33年ぶりに現場で着用するユニフォーム（作業服）を刷新
- ・東京証券取引所の市場再編に伴い「プライム市場」を選択・申請し、移行

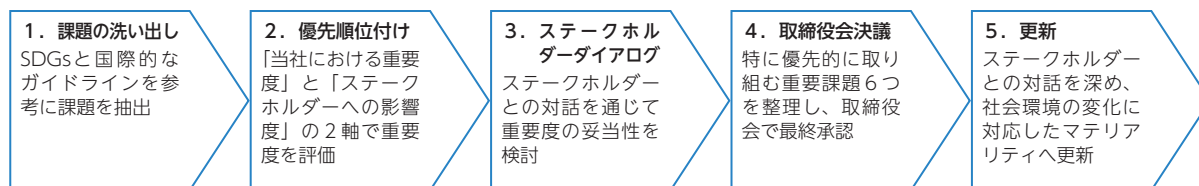
ESG経営の推進



サステナブルな社会の実現とSDGs達成のためにはESG経営が不可欠となっています。当社は、社会とともに持続的に成長をすることの重要性が増していることを認識し、事業における社会や環境への影響度合いを評価した上で、優先的に取り組むことが重要となるマテリアリティ（重要課題）を設定しています。

「ダイダングループサステナビリティ方針」のもと、マテリアリティへの取り組みを進めることで、ステークホルダーの皆さまに提供する価値の最大化を目指します。

マテリアリティ設定のプロセス



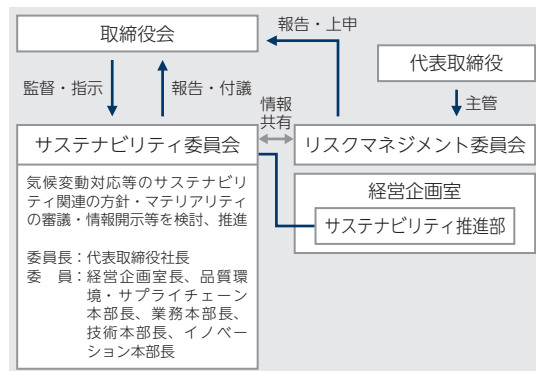
マテリアリティと主なKPI

マテリアリティ	主なKPI	SDGsの目標
脱炭素社会への貢献	Scope 1 + 2の温室効果ガス排出量の削減	7 再生可能エネルギー、13 気候変動
DXを通じた事業環境の変化への対応	現場支援リモートチーム実施現場数の増加	5 働き方改革、7 再生可能エネルギー、8 持続可能な産業、11 持続可能な都市とコミュニティ
高品質な医療環境の実現	医療関連開発機器・システムの採用実績の増大（採疫ブース、INFシリーズ）	3 健全な働き方
研究・人材育成を通じたイノベーションと生産性向上	知的財産の保有件数の増加（特許他ノウハウを含む）	4 質の高い教育、8 持続可能な産業、9 産業とイノベーションの質的向上、12 つくばる持続可能な消費と生産
健康・安全に配慮した働きがいのある職場環境	従業員満足度の向上	3 健全な働き方、5 働き方改革、8 持続可能な産業、12 つくばる持続可能な消費と生産
協力会社・サプライヤーとのパートナーシップ	協力会社のマイスター・優良職長の定着率向上	8 持続可能な産業、9 産業とイノベーションの質的向上、17 パートナーシップ

サステナビリティ委員会の設置

「サステナビリティ委員会」は、取締役会の監督のもと、サステナビリティに関する取組みを検討、推進することを目的としており、関連する方針の策定やマテリアリティの進捗管理・施策を審議しています。

また、気候変動をはじめとするサステナビリティに関する課題は、当社事業上の重要なリスクであると認識し、事業リスク全般を管理している「リスクマネジメント委員会」と「サステナビリティ委員会」が相互に情報共有を行い、経営に反映しています。



TCFD提言への賛同

TCFD提言への賛同表明とコンソーシアムへの参画を機に、事業活動を通じた環境負荷低減への取組みをさらに推進しています。気候変動がもたらす事業へのリスクと機会の分析、および情報開示を積極的に行うことで、サステナブルな社会への貢献と企業価値向上を目指します。



TCFD：「気候関連財務情報開示タスクフォース」

ダイダンは北陸支店建替えプロジェクト

高効率な設備を建築し、再生可能エネルギーにより作り出した電力を活用することで、実質の消費エネルギーゼロを目指すZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)は、当社がマテリアリティに掲げる「脱炭素社会への貢献」に合致する取り組みです。

当社では、ZEBの技術開発と普及を推進しており、その取り組みの1つとして、2022年5月に竣工した「ダイダンは北陸支店」は、街並みに調和しつつ「環境への配慮」と「働きやすさ」の両立を目指した次世代オフィスビルとして計画し、ZEB Readyを達成しています。



ダイダンは北陸支店



BELS：建築物省エネルギー性能表示制度

サステナビリティについての詳細は当社ウェブサイトをご参照ください
<https://www.daidan.co.jp/sustainability/>



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ダイダンサービス関東株式会社	100	100	電気・空調・水道衛生工事
ダイダンサービス関西株式会社	100	100	電気・空調・水道衛生工事

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社4社及び非連結子会社11社で構成され、電気、空調、水道衛生設備工事の設計、監理及び施工を主な事業としております。

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
ダイダン株式会社	本店・大阪本社	大阪市
	東京本社	東京都千代田区
	名古屋支社	名古屋市
	九州支社	福岡市
	技術研究所	埼玉県入間郡三芳町
ダイダンサービス関東株式会社		東京都江東区
ダイダンサービス関西株式会社		大阪市

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
1,727名	83名増

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

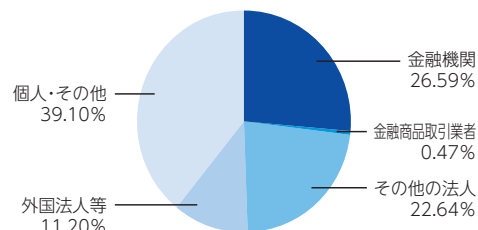
(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	806
株式会社みずほ銀行	750
株式会社三井住友銀行	475

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,981,901株
 (3) 株主数 3,867名
 (前期末比487名増)

株式の所有者別分布状況 (ご参考)



(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,749	8.13
東京大元持株会	1,105	5.14
株式会社三菱UFJ銀行	973	4.52
大阪大元持株会	818	3.80
ダイダン従業員持株会	738	3.43
有楽橋ビル株式会社	738	3.43
名古屋大元持株会	571	2.66
三信株式会社	559	2.60
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	484	2.25
株式会社みずほ銀行	479	2.23

- (注) 1. 上記の他、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が「役員報酬B I P信託口」として保有する株式が107,302株あります。なお、上記も含めた当該株式1,857,102株は全て信託業務に係るものであります。
 2. 当社は、自己株式1,481,537株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、役員報酬B I P信託口が保有する当社株式 (107,302株) は含んでおりません。
 3. 持株比率は、自己株式1,481,537株を控除して計算しております。

(5) 政策保有株式

① 政策保有株式に関する基本方針

当社が持続的に成長していくためには、様々な企業との長期的・安定的な協力関係が不可欠であることから、良好な取引関係の維持と強化などの政策的目的の観点から当社の持続的成長に必要と判断した場合に、当社は、株式を保有します。取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、中長期的な経済合理性等の検証を行い、保有価値が乏しいと判断した場合は縮減を図ります。検証に際しては、社外取締役・社外監査役で構成される独立役員会議がその内容を確認し、株主共同の利益の視点を確保します。

② 政策保有株式の議決権行使の基準

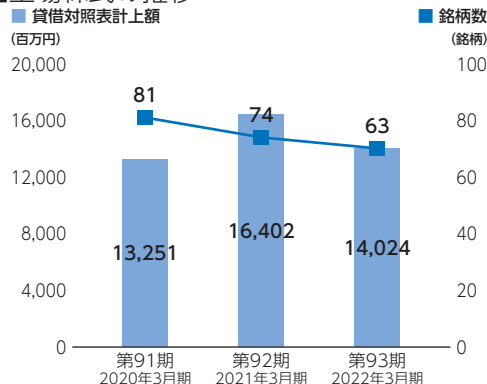
当社は、原則として、すべての政策保有株式について議決権を行使します。議決権の行使にあたっては、当社の利益に資することを前提に、投資先企業の中長期的な企業価値向上と持続的成長に繋がるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、株主価値を損なう行為の有無などについて個別に精査したうえで、議案への賛否を判断します。

③ 政策保有株式の銘柄数及び貸借対照表計上額（上場株式の推移）※過去3年度分

■政策保有株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

区分		第91期 (2020年3月期)	第92期 (2021年3月期)	第93期 (2022年3月期)
銘柄数 (銘柄)	上場	81	74	63
	非上場	55	56	55
	合計	136	130	118
貸借対照表 計上額 (百万円)	上場	13,251	16,402	14,024
	非上場	1,043	1,123	1,119
	合計	14,294	17,525	15,143

■上場株式の推移



3. コーポレート・ガバナンスに関する事項

(1) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、「総合設備工事業者として常に新たな価値の創造に挑戦し、より良い地球環境の実現と社会の発展に貢献する」を経営理念に掲げ、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等、すべてのステークホルダーの皆さまからの信頼に応えて、効率的な経営を持続していくために、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでいきます。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針

- ・株主の権利と平等性を確保する。
- ・透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会は適切かつ効率的にその機能を発揮する。
- ・適切な情報開示と株主との建設的な対話に努める。
- ・株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。

(3) コーポレート・ガバナンスに関する体制

①取締役会

取締役会は、取締役9名（うち社外取締役3名（女性1名を含む））で構成され、毎月1回、その他必要に応じて開催し、経営審議会での審議事項を含め経営に関わる重要事項の決定を行うと同時に、業務の執行状況に関する監督を行っております。なお、当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

②独立役員会議

独立役員会議は、社外取締役3名・社外監査役2名で構成され、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有、実効性評価の機能を持ち、主に取締役会の実効性評価の役割を担います。

③監査役会

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、議長は互選した常勤監査役（社外）が務めております。監査役会は、原則として月1回、その他必要に応じて開催し、監査方針、監査の分担及び監査計画等、監査に関する重要な事項を決議するとともに、監査に関する必要な事項の協議を行っております。

④経営審議会

経営審議会は、必要に応じて開催し、代表取締役と取締役会において選任された取締役及び執行役員より構成され、当社及びグループ会社の経営方針、経営戦略及び経営全般にわたる重要事項につ

いて審議のうえ決定あるいは意思決定に対する助言を協議し、必要に応じて取締役会に上程しております。

⑤内部監査

内部監査体制については、社長直轄の内部監査室を設置し、当社及びグループ会社の財産及び業務運営の状況について適正性と効率性の観点から監査を実施するとともに、当社の財務報告に係る内部統制システムの有効性について検証及び評価を行っております。また、監査役及び会計監査人とは、内部監査室が行う監査の検証等、情報交換、意見交換の連携を図り、効率的な内部監査の実施に努めております。なお、監査の結果は、社長に対する報告に加え、取締役会や、社外取締役・社外監査役で構成される独立役員会議へも直接報告されています。

⑥各委員会の構成・機能

a 指名報酬委員会

指名報酬委員会は、代表取締役と社外取締役3名の委員で構成し、その過半数は社外取締役とすることを基本としています。指名報酬委員会の委員長は、社外取締役である委員の中から選出しています。

取締役会への答申：

・以下の事項について審議し、取締役会に対して答申します。指名報酬委員会の答申は、委員の過半数をもって行うこととしています。

1. 代表取締役の指名（選定）
2. 代表取締役の解職
3. 取締役選任議案（選任、不再任・解任）
4. 取締役及び執行役員の報酬についての規程制定・改正

取締役会への助言：

・以下の事項について関与し、必要に応じて取締役会に対して助言します。

1. 後継者計画（代表取締役）
2. スキル・マトリックス
3. 取締役及び執行役員の報酬テーブルの妥当性
4. 役員賞与の個人評価の妥当性
5. 執行役員選任予定者

b コンプライアンス委員会

法令や社内規程を守り、公正で誠実なコンプライアンス経営を強化するために、コンプライアンス委員会を設置しております。会長を委員長とする組織で、役職員に対する法令等遵守の意識の普及と啓発のほか、法令等違反行為に関する通報窓口の積極的な活用を通じて問題の早期発見と

是正を図ります。

c リスクマネジメント委員会

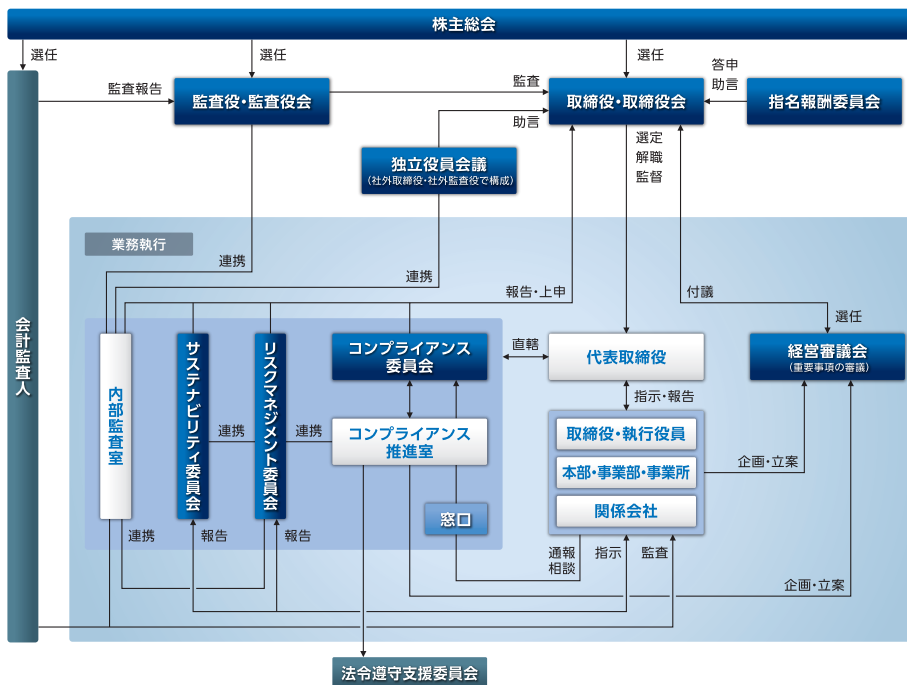
リスクマネジメント委員会は、平常時においては、リスクマネジメントに関する適切な整備及び運用状況の審議機関としての役割を担い、危機事象が発現した際には、危機管理の発動機関としての役割を担っております。定期的に取り締役会への報告を行っています。

d サステナビリティ委員会

当社及びグループ会社のサステナビリティに関する取組みを検討・推進する目的で、サステナビリティ委員会を設置しております。社長を委員長として構成し、次の事項を取り扱います。

- ・ 持続可能な社会の実現に向けた責任及び事業戦略立案
- ・ CSR活動、環境活動及び社会貢献活動の企画、推進
- ・ ESG活動に係る对外情報開示及び外部評価向上施策の推進

コーポレート・ガバナンス体制図



(4) 取締役、CEOの選解任にあたっての方針と手続

取締役候補者は、取締役会の実効性を確保するために、全事業部門をカバーできるバランスを考慮し、企業経営や事業活動の推進に関する知識・能力を有する多様な人材を適材適所の観点から取締役会が選定し、株主総会に付議しております。また、取締役が職務上の義務に違反し、又は職務を怠るなど当社の取締役として相応しくないと認められる場合は、取締役会が解任を決議し、株主総会に付議しております。なお、指名報酬委員会は、代表取締役の選解任や取締役選任議案について審議し、取締役会に対して答申しております。

(5) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長執行役員	北野 晶平	
代表取締役社長執行役員	藤澤 一郎	
取締役 専務執行役員	池田 隆之	西日本事業部長兼大阪本社代表
取締役 専務執行役員	山中 康宏	東日本事業部長兼東京本社代表
取締役 常務執行役員	笹木 寿男	エンジニアリング本部長
取締役 執行役員	亀井 保男	業務本部長
取締役	松原文雄	弁護士法人東京あすなろ法律事務所 弁護士
取締役	佐藤 郁美	のぞみ総合法律事務所 弁護士 日本弁護士国民年金基金 常務理事
取締役	小酒井 健吉	株式会社野村総合研究所 社外監査役
常勤監査役	滝谷 政春	
常勤監査役	大崎 秀史	
監査役	坪田 具也	
監査役	久徳 博文	大阪ガスケミカル株式会社 取締役会長 テレビ大阪株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 松原文雄氏、佐藤郁美氏及び小酒井健吉氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 滝谷政春、久徳博文の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 滝谷政春、大崎秀史の両氏は、会計及び財務に関して十分な知見を有しております。
 4. 2021年6月29日開催の第92回定時株主総会の終結の時をもって吉田宏氏及び河野浩二氏は取締役を任期満了により退任、佐藤郁美氏は監査役を辞任いたしました。

- 2021年6月29日開催の第92回定時株主総会において、新たに佐藤郁美、小酒井健吉の両氏が取締役、久徳博文氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- 当社は、取締役 松原文雄、佐藤郁美及び小酒井健吉の各氏、監査役 滝谷政春及び久徳博文の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 当事業年度末日後の取締役の地位・担当等の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
笹木寿男	取締役 常務執行役員 エンジニアリング本部長	取締役 常務執行役員 技術本部長兼エンジニアリング事業部担当	2022年4月1日

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金ならびに訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役及び当社執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや、被保険者の犯罪行為若しくは法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補の対象外としています。

(8) 役員の報酬等

① 役員の報酬等の内容に係る決定方針

【方針決定の方法】

当社は、持続的な企業価値の向上と当社グループの目的を実現するためのインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の報酬等の内容に係る決定方針の原案を作成のうえ、独立役員会議（当時、指名報酬に関する関与・助言を行っていた任意の委員会。現在、その機能は指名報酬委員会が担っております。）に諮問し、その答申を踏まえ2019年4月25日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

【基本方針】

■取締役（社外取締役を除く）の報酬等

取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、当社グループの目的を実現するためのインセンティブプランとして、以下を基本方針とする。

- ・会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ・中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意思を高めることを主眼としたものであること

この基本方針のもと、取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、基本報酬、賞与及び株式報酬により構成しており、取締役の評価及び報酬の決定を公正かつ透明に行うため、指名報酬委員会の審議を経て決定しております。

■社外取締役及び監査役の報酬等

社外取締役及び監査役の報酬等については、経営の監督機能を高めるため、基本報酬のみ支給することとしております。また、監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容等を勘案のうえ、監査役の協議により決定しております。

②取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役の報酬等の内容を上記の手続きを経て決定しており、第三者による調査結果を用いて、同業種を中心とした同規模他社の報酬水準との比較検証結果を踏まえながら、指名報酬委員会の客観的な関与や助言をもとに、取締役の報酬等の決定に関する基本方針に則した内容であることを検証したうえで個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③報酬の構成

取締役の基本報酬、賞与及び株式報酬の構成割合は、第三者による調査結果を用いながら、独立役員会議（当時、指名報酬に関する関与・助言を行っていた任意の委員会。現在、その機能は指名報酬委員会が担っております。）の客観的な関与や助言をもとに、取締役の報酬等の決定に関する基本方針に則した適正な比率であることを検証のうえ、2019年4月25日開催の取締役会にて目安としての割合を決議いたしました。報酬の構成割合の目安は以下とおりです。

報酬の構成割合（ご参考）



・報酬の概要

概要（算定方法）

基本報酬

取締役の基本報酬は、各取締役の役職に応じた報酬及び業務執行にかかる役割に応じた報酬の合計で構成され、その報酬水準の設定については第三者による調査結果を用いながら、指名報酬委員会の客観的な関与や助言をもとに、適正な内容であることを検証のうえ、取締役会にて決定しております。

業績連動報酬

業績連動報酬等の業績指標の内容、算定方法については、中期経営計画で定める主要な経営目標である営業利益の単年度の達成状況に加え、業績への個人の貢献度や当期純利益等の状況を踏まえ業績連動報酬の額が決定される仕組みを導入しており、その報酬水準および報酬比率の設定については、第三者による調査結果を用いながら、指名報酬委員会の客観的な関与や助言をもとに、適正な内容であることを検証しております。

賞与	当社の全社営業利益目標の達成度合に基づく支給率を、役位ごとの報酬基準額に乘じることで支給基本額を定めた上で、当該支給基本額に代表取締役は全社業績（受注工事高、完成工事高、営業利益）、その他の取締役は全社業績と所管の事業部業績等を勘案した役職別の達成度合に基づく支給率を乘じた額を支給する。 (社外取締役を除く)
株式報酬	連結グループの営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益目標の達成度合に基づく支給率を、役位ごとの株式報酬基準額に乘じ、これを基準株価で割ることによりポイントを算出のうえ、1ポイントあたり1株式で乘じた株数をそれぞれ支給する。 (社外取締役及び国内非居住者を除く)

なお、当事業年度の業績連動報酬に係る業績目標の達成状況は以下のとおりです。

・賞与に係る業績目標の達成状況（個別）

	社外発表 業績予想値 (期初)	実績値	差引	達成率
受注工事高 (百万円)	180,000	181,525	1,525	100.8%
完成工事高 (百万円)	165,000	161,126	△3,873	97.7%
営業利益 (百万円)	7,500	7,708	208	102.8%

・株式報酬に係る業績目標の達成状況（連結）

	社外発表 業績予想値 (期初)	実績値	差引	達成率
営業利益 (百万円)	7,500	7,584	84	101.1%
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	5,200	5,778	578	111.1%

④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

支給対象	取締役		取締役 (社外取締役を除く)		監査役
	基本報酬	賞与	株式報酬		基本報酬
株主総会決議	1993年6月29日 第64回定時株主総会		2019年6月25日 第90回定時株主総会		1993年6月29日 第64回定時株主総会
決議内容の概要	報酬枠 年額7億円以内		5事業年度を対象に ・当社が拠出する 金員の上限 4億2千万円 ・交付を受ける当社 株式の数の上限 150,000株		報酬枠 年額8千万円以内
対象となる役員の員数	26名	26名	7名		3名

(注) 上記の対象となる役員の員数は、各株主総会終結時の対象となる役員の員数を記載しております。

⑤当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

ア. 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

	報酬等の総額	固定報酬		変動報酬		支給対象
		金銭報酬		非金銭報酬		
		基本報酬	賞与	株式報酬		
取締役（社外取締役を除く）	375	259	115	13	6名	
社外取締役	45	45	－	－	5名	
監査役（社外監査役を除く）	29	29	－	－	2名	
社外監査役	31	31	－	－	3名	

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の支給対象には、2021年6月29日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名、社外監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して賞与ならびに株式報酬を支給しており、それぞれの算定の基礎として選定した業績指標の内容は、(8) 役員の報酬等の「報酬の概要」に記載のとおりです。
 なお、当事業年度を含む業績指標の推移は1. (4) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
3. 上記の非金銭報酬（株式報酬）の額は、役員報酬BIP信託のもとで当事業年度において株式給付引当金繰入額として計上した額であります。

イ. 当事業年度中に取締役に交付した株式報酬の内容

	株式数	交付対象
取締役（社外取締役を除く）	6,595株	6名

(9) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職先
取締役	松原文雄	弁護士法人東京あすなろ法律事務所 弁護士
取締役	佐藤郁美	のぞみ総合法律事務所 弁護士、日本弁護士国民年金基金 常務理事
取締役	小酒井健吉	株式会社野村総合研究所 社外監査役
監査役	久徳博文	大阪ガスケミカル株式会社 取締役会長、テレビ大阪株式会社 社外監査役

- (注) 1. 各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 監査役 滝谷政春氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分／氏名	出席状況				主な活動状況 (社外取締役については、期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
	取締役会	監査役会	指名報酬委員会	独立役員会議	
取締役 松原 文雄	16/16 回	--	2/2 回	14/14 回	松原文雄氏は、行政官としての豊富な経験と、建設産業に対する高い見識及び弁護士活動を通じた幅広い知見から、経営の監督機能強化に尽力し、当社の経営に対する積極的な意見及び提言を行いました。 また、独立役員会議の構成員として取締役会の実効性に関する評価と提言を行うとともに、指名報酬委員会の委員長として、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行いました。
取締役 佐藤 郁美	16/16 回	4/4 回	2/2 回	14/14 回	佐藤郁美氏は、弁護士としての豊富な経験と特に知的財産法、独占禁止法に関する高い見識から、当社の経営に対する積極的な意見及び有用な提言を行いました。 また、独立役員会議の構成員として取締役会の実効性に関する評価と提言を行うとともに、指名報酬委員会の委員として、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行いました。
取締役 小酒井 健吉	13/13 回	--	2/2 回	12/12 回	小酒井健吉氏は、企業経営者としての豊富な経験や高い見識と、企業財務に関する高度かつ専門的な見識から、当社の経営に対する積極的な意見及び提言を行いました。 また、独立役員会議の構成員として取締役会の実効性に関する評価と提言を行うとともに、指名報酬委員会の委員として、取締役・監査役候補者及び取締役の報酬等の決定に関して適宜発言を行いました。
監査役 滝谷 政春	16/16 回	17/17 回	--	14/14 回	滝谷政春氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と会社役員として財務・経理を担当するなどの幅広い見識から、当社の経営に対する積極的な意見及び有用な指摘を行いました。 また、独立役員会議の構成員として取締役会の実効性に関する評価と提言を行いました。
監査役 久徳 博文	13/13 回	13/13 回	--	12/12 回	久徳博文氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、当社の経営に対する積極的な意見及び有用な指摘を行いました。 また、独立役員会議の構成員として取締役会の実効性に関する評価と提言を行いました。

- (注) 1. 佐藤郁美氏については、2021年6月29日取締役就任前の監査役としての出席を含んでおります。
2. 小酒井健吉、久徳博文の両氏については、2021年6月29日就任後の状況を記載しております。
3. 上表内の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(10) ダイバーシティ推進の取り組み

- ・当社グループ（当社及び連結子会社）の管理職279名のうち、女性管理職は3名です（1.1%）。社員総数に占める女性割合も年々増加しておりますので、女性管理職の育成と登用を図り、女性管理職数の増加を目指してまいります。
- ・当社グループ（当社及び連結子会社）の管理職279名のうち、外国人の管理職は20名です（7.2%）。海外事業の強化を事業戦略の一つとしておりますので、グループ全体での外国人管理職の登用を積極的に図り、その増加を目指してまいります。
- ・当社の管理職240名のうち、中途採用者（新卒採用以外を中途採用者としております）の管理職は30名です（12.5%）。多様な人材を活用すべく、中途採用を積極的に推進したうえで、中途採用者の管理職登用を図り、その増加を目指してまいります。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	104,846	流 動 負 債	57,483
現金及び預金	16,065	支払手形・工事未払金	24,025
受取手形・完成工事未収入金等	68,903	電子記録債務	12,047
電子記録債権	15,002	短期借入金	3,229
未成工事支出金	464	未払法人税等	701
その他の	4,416	未成工事受入金	2,058
貸倒引当金	△6	株式給付引当金	26
		完成工事補償引当金	70
		工事損失引当金	615
		その他の	14,707
固 定 資 産	34,253	固 定 負 債	4,374
有 形 固 定 資 産	5,893	長期借入金	675
建物及び構築物	4,281	繰延税金負債	2,419
機械装置及び運搬具	29	退職給付に係る負債	1,251
工具、器具及び備品	198	長期未払金	5
土地	1,280	その他の	22
建設仮勘定	104		
無 形 固 定 資 産	409	負 債 合 計	61,857
投 資 其 他 の 資 産	27,949	(純資産の部)	
投資有価証券	15,837	株 主 資 本	70,097
退職給付に係る資産	10,628	資 本 金	4,479
その他の	1,622	資 本 剰 余 金	4,837
貸倒引当金	△138	利 益 剰 余 金	63,946
		自 己 株 式	△3,166
資 産 合 計	139,099	その他の包括利益累計額	6,984
		その他有価証券評価差額金	6,079
		為替換算調整勘定	34
		退職給付に係る調整累計額	870
		非支配株主持分	160
		純 資 産 合 計	77,242
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	139,099

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		162,929
完 成 工 事 原 価		142,206
完 成 工 事 総 利 益		20,723
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,138
営 業 利 益		7,584
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	360	
不 動 産 賃 貸 料	34	
受 取 保 険 料	122	
為 替 差 益	135	
そ の 他	15	680
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	98	
支 払 保 証 料	6	
そ の 他	65	170
経 常 利 益		8,095
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	364	364
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	142	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4	146
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,312
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,009	
法 人 税 等 調 整 額	563	2,572
当 期 純 利 益		5,739
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		△38
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		5,778

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	102,822	流 動 負 債	57,009
現金及び預金	14,643	支払手形	355
受取手形	819	電子記録債権	12,047
電子記録債権	15,002	工事未払金	23,323
完成工事未収入金等	67,546	短期借入金	2,200
未成工事支出金	436	1年内返済予定の長期借入金	1,029
前払費用	8	未払	1,065
立替金	559	未払費用	3,844
その他の	3,812	未払法人税等	701
貸倒引当金	△6	未払消費税等	37
固 定 資 産	33,927	完成工事受入	1,997
有形固定資産	5,883	預り金	8,698
建物及び構築物	4,280	従業員預り金	909
機械及び運搬具	24	株式給付引当金	26
工具、器具及び備品	193	完成工事補償引当金	69
土地	1,280	工事損失引当金	615
建設仮勘定	104	その他の	87
無形固定資産	407	固 定 負 債	3,961
ソフトウェア	296	長期借入金	675
その他の	110	繰延税金負債	2,045
投資その他の資産	27,637	退職給付引当金	1,212
投資有価証券	15,343	長期未払	5
関係会社株式	1,080	その他の	22
従業員に対する長期貸付金	2	負 債 合 計	60,971
関係会社長期貸付金	542	(純資産の部)	
差入保証金	754	株 主 資 本	69,699
破産更生債権等	5	資本	4,479
前払年金費用	9,348	資本剰余金	4,897
ゴルフ会員権	605	資本準備金	4,716
その他の	91	その他資本剰余金	181
貸倒引当金	△137	利益剰余金	63,489
資 産 合 計	136,750	利益準備金	1,119
		その他利益剰余金	58,440
		固定資産圧縮積立金	34
		別途積立金	29,720
		繰越利益剰余金	32,614
		自己株式	△3,166
		評価・換算差額等	6,079
		その他有価証券評価差額金	6,079
		純 資 産 合 計	75,779
		負債・純資産合計	136,750

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		161,126
完 成 工 事 原 価		140,498
完 成 工 事 総 利 益		20,627
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,919
営 業 利 益		7,708
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	360	
不 動 産 賃 貸 料	34	
受 取 保 険 料	122	
為 替 差 益	135	
そ の 他	19	677
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	98	
支 払 保 証 料	6	
そ の 他	65	170
経 常 利 益		8,216
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	364	364
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	142	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4	146
税 引 前 当 期 純 利 益		8,433
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,003	
法 人 税 等 調 整 額	567	2,570
当 期 純 利 益		5,863

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

ダイダン株式会社
取締役会 御中

2022年5月9日

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 野 勝 成
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイダン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイダン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

ダイダン株式会社
取締役会 御中

2022年5月9日

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 文 倉 辰 永

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 水 野 勝 成

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイダン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

ダイダン株式会社 監査役会

監査役(常勤) 滝谷政春

監査役(常勤) 大崎秀史

監査役 坪田具也

監査役 久徳博文

(注) 監査役滝谷政春及び監査役久徳博文は、社外監査役であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

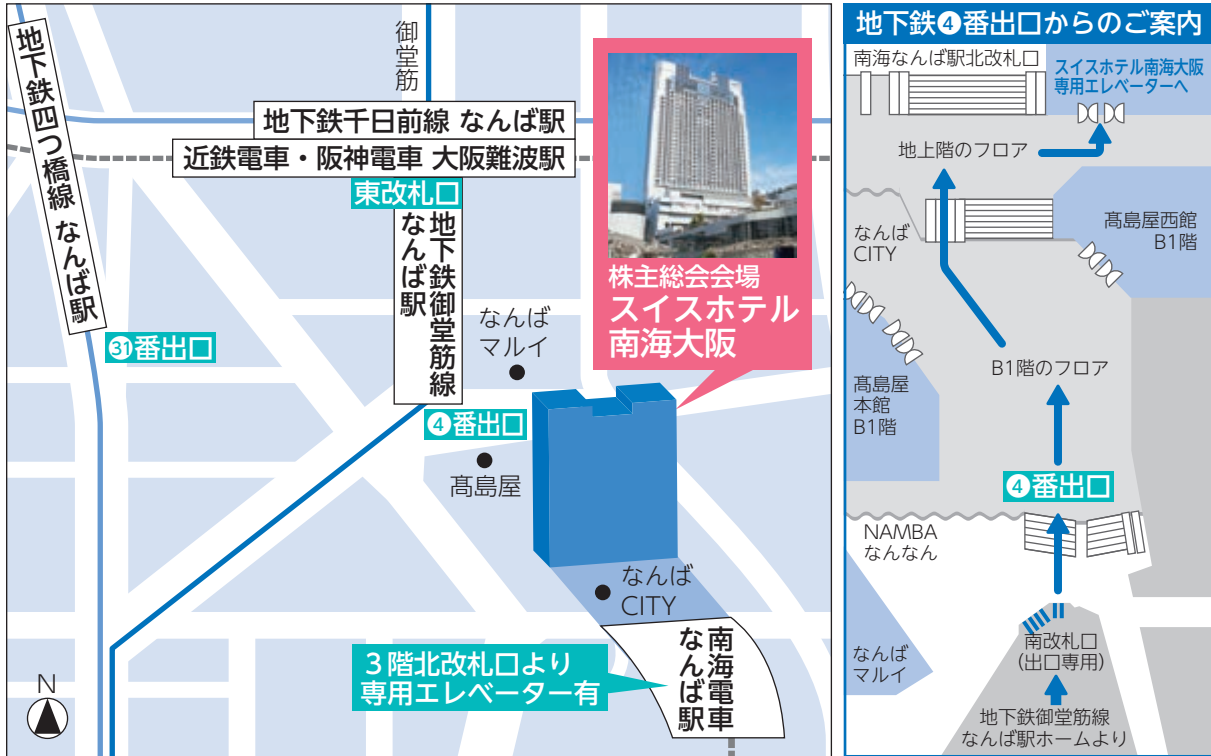
株主総会会場ご案内図

会場

大阪府中央区難波五丁目1番60号

スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間

電話 (06) 6646-1111 (代表)



- ▶ 地下鉄御堂筋線「なんば駅」 4番出口を出てすぐ
- ▶ 地下鉄千日前線「なんば駅」 4番出口を出てすぐ
- ▶ 地下鉄四つ橋線「なんば駅」 31番出口を出て徒歩約10分
- ▶ 近鉄電車・阪神電車「大阪難波駅」 東改札口を出て徒歩約10分
- ▶ 南海電車「なんば駅」直結 (3階北改札口よりホテルエレベーターまたはエスカレーター有)

※専用エレベーターでは6階までお越しいただけます。8階まではエスカレーター又はエレベーターにお乗り換えのうえお越しく下さい。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。